

青色事業専従者・事業専従者（白色）の方

→ はい

---> いいえ

令和 6 年度調整給付の支給対象となった

必要書類とともに申請してください

調整給付と定額減税を合わせても 4 万円に満たない
(扶養親族として受けた調整給付及び定額減税を含む)

対象外です

必要書類とともに申請してください